

【 地方公共団体の長等が処理する事務 】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第22条及び同法施行令(平成28年政令第32号)第3条の規定による地方公共団体の長等が処理する事務のうち、内閣府において把握しているものは次のとおりです。

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
国家公安委員会	古物営業法	第22条第1項・第2項、第23条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物商
	古物営業法	第22条第1項・第3項、第23条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物市場主
	古物営業法	第22条第3項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	古物競りあつせん業者
	質屋営業法	第24条第1項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	質屋
	警備業法	第46条、第47条、第48条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	警備業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第25条、第26条、第37条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	風俗営業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第39条第3項・第4項		都道府県公安委員会	都道府県風俗環境浄化協会
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第29条、第30条、第37条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の4、第31条の5、第37条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の9第1項・第2項、第31条の10、第37条第1項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	映像送信型性風俗特殊営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の14第1項、第31条の15第1項・第2項、第37条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	店舗型電話異性紹介営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の19、第31条の20、第37条第1項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	無店舗型電話異性紹介営業を営む者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第34条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	飲食店営業者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	興行場営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の2、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定性風俗物品販売等営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第35条の4第1項・第2項、第37条第1項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	接客業務受託営業を営む者
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律【未施行(平成28年6月23日施行)】	第31条の24、第31条の25、第37条	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	特定遊興飲食店営業者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	教習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	練習射撃場の設置者又は管理者
	銃砲刀剣類所持等取締法	第27条の2第1項・第2項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	猟銃等保管業者
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第32条の3	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	暴力追放運動推進センターに関する規則	第12条	都道府県公安委員会	都道府県暴力追放運動推進センター
	道路交通法	第108条の31第3項・第4項	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	交通安全活動推進センターに関する規則	第7条、第8条	都道府県公安委員会	都道府県交通安全活動推進センター
	道路交通法	第51条の9、第51条の10、第51条の11第1項	都道府県公安委員会	確認事務の委託を受けるために都道府県公安委員会の登録を受けた法人
	道路交通法	第98条第3項、第98条第5項	都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	届出自動車教習所

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	道路交通法	第98条第3項、第98条第5項、第99条の6第1項、第99条の7、第100条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定自動車教習所
	道路交通法	第108条の8、第108条の9、第108条の11		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	指定講習機関
	道路交通法	第108条の32の2第4項で準用する第98条第3項・第5項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	認定運転免許取得者教育を行う者
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第7条第1項、第21条第1項、第22条第1項、第23条第1項		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	自動車運転代行業者
	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	第23条第5項		都道府県公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体
	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づくもの)	第6条、第7条		都道府県公安委員会	自転車防犯登録業者
	探偵業の業務の適正化に関する法律	第13条第1項、第14条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	探偵業者
	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	第13条、第16条		都府県公安委員会、北海道においては道公安委員会又は方面公安委員会	インターネット異性紹介事業者
金融庁	労働金庫法施行令	第11条第1項	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	労働金庫法施行令	第11条の2	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者の当該所属労働金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所(当該労働金庫代理業者の主たる営業所等が所在する都道府県以外の都道府県に所在するものに限る。)
	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令	第24条第1項	厚生労働省	都道府県知事	一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする労働金庫
	貸金業法	第24条の6の2、第24条の6の3、第24条の6の4、第24条の6の5、第24条の6の6、第24条の6の7、第24条の6の8、第24条の6の9、第24条の6の10、第24条の6の12	消費者庁	都道府県知事	貸金業者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	第41条第2項	厚生労働省又は農林水産省	都道府県知事	労働金庫等又は農業協同組合等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	第3条第7項	厚生労働省	都道府県知事	労働金庫等
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令	第4条第6項	農林水産省	都道府県知事	農業協同組合等
総務省	行政書士法	第4条の11第2項、第4条の12第2項		都道府県知事	指定試験機関
	行政書士法	第13条の22第1項		都道府県知事	行政書士及び行政書士法人
	行政書士法	第14条		都道府県知事	行政書士
	行政書士法	第14条の2第1項・第2項		都道府県知事	行政書士法人
	行政書士法	第18条の6		都道府県知事	行政書士会
	放送法	第145条第2項・第4項、第174条、第175条		都道府県知事	小規模施設特定有線一般放送事業者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
財務省	農水産業協同組合貯金保険法	第116条第1項・第2項、第117条第1項・第2項、第118条	農林水産省、金融庁	都道府県知事	農水産業協同組合、農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者
	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	第35条第1項・第2項、第36条第1項・第2項	金融庁、農林水産省、厚生労働省、経済産業省	都道府県知事	金融機関又は銀行持株会社等（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合、水産加工協同組合連合会）、当該金融機関等の子会社又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者
	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	第9条第1項	金融庁	都道府県知事	認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会）
文部科学省	私立学校法	第4条第4号		第4条第4号で掲げる学校法人等の所轄庁である都道府県知事	学校法人、私立学校法第64条第4項の法人
	学校教育法	第130条他		私立専修学校の認可権者である都道府県知事	私立専修学校の設置者
	社会教育法	第11条、第14条、第23条の2第2項、第39条、第42条第2項		教育委員会	社会教育関係団体、私立の公民館類似施設、法人が設置する公民館
	図書館法	第25条、第27条、第29条第2項		教育委員会、地方公共団体	私立図書館、私立の図書館同種施設
	博物館法	第27条、第28条、第29条		教育委員会、地方公共団体	私立博物館、私立の博物館に相当する施設
	PTA・青少年教育団体共済法	第3条、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第11条、第14条第1項、第15条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第1項		教育委員会	共済団体

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	PTA・青少年教育団体共済法施行規則	第3条第1項、第9条、第10条、第20条第2項・第3項・第4項、第21条第22条、第28条第1項、第29条、第33条、第34条、第35条、第36条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条、第41条		教育委員会	共済団体
	構造改革特別区域法	第12条		構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置会社
	構造改革特別区域法	第13条		構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長	学校設置非営利法人
	宗教法人法	第5条		都道府県知事	宗教法人
厚生労働省	児童福祉法	第18条の16第1項		都道府県知事	指定試験機関
	児童福祉法	第21条の3第1項		都道府県知事	指定療育機関
	児童福祉法	第21条の5の21、第21条の5の22		都道府県知事又は市町村長	指定障害児通所支援事業者
	児童福祉法	第24条の15、第24条の16		都道府県知事	指定障害児入所施設
	児童福祉法	第24条の34、第24条の25		市町村長	指定障害児相談支援事業者
	児童福祉法	第30条の2		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第34条の5		都道府県知事	障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業
	児童福祉法	第34条の6		都道府県知事	児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業を行う者
	児童福祉法	第34条の8の3第1項		市町村長	放課後児童健全育成事業者
	児童福祉法	第34条の14		都道府県知事	一時預かり事業を行う者
	児童福祉法	第34条の17		市町村長	家庭的保育事業等を行う者
	児童福祉法	第34条の18の2		都道府県知事	病児保育事業を行う者
	児童福祉法	第35条第4項		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市市長	国、都道府県、市町村以外の者
	児童福祉法	第46条第1項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長
	児童福祉法	第46条第3項・第4項		都道府県知事	児童福祉施設の設置者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	児童福祉法	第47条第1項		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の長
	児童福祉法	第56条の3		都道府県及び市町村	児童福祉施設の設置者
	児童福祉法	第58条		都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設
	児童福祉法	第59条第3項・第5項		都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置市市長	児童福祉施設の設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第48条、第49条		都道府県知事又は市町村長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の27、第51条の28		都道府県知事又は市町村長	指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第81条		都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業若しくは移動支援事業を行う者若しくは地域活動支援センター若しくは福祉ホームの設置者
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第85条		都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設
	身体障害者福祉法	第39条		都道府県知事	身体障害者生活訓練等事業
	発達障害者支援法	第16条		都道府県知事	発達障害者支援センター
	老人福祉法	第18条第1項、第18条の2第2項		都道府県知事	老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者
	老人福祉法	第18条第2項		都道府県知事	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長
	老人福祉法	第18条の2第1項		都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者
	老人福祉法	第19条第1項		都道府県知事	養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者
	老人福祉法	第29条第9項		都道府県知事	有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者
	老人福祉法	第29条第11項		都道府県知事	有料老人ホームの設置者
	老人福祉法	附則第7条第1項		都道府県知事	中核市の長
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第24条第1項	国土交通省	都道府県知事	登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第35条、第36条	国土交通省	都道府県知事	指定登録機関
	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第66条、第68条	国土交通省	都道府県知事	認可事業者
	介護保険法 第24条第1項		都道府県知事	居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者
	介護保険法 第42条第4項		市町村長	居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第42条の3第3項		市町村長	地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第45条第8項、第57条第8項		市町村長	住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者
	介護保険法 第47条第4項		市町村長	居宅介護支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第49条第3項		市町村長	施設サービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第54条第4項		市町村長	介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第54条の3第3項		市町村長	地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第59条第4項		市町村長	介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者
	介護保険法 第69条の22第2項		都道府県知事	登録試験問題作成機関
	介護保険法 第69条の30第1項		都道府県知事	指定試験実施機関
	介護保険法 第69条の38第2項		都道府県知事	登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員
	介護保険法 第76条第1項		都道府県知事	指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法 第76条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定居宅サービス事業者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第78条の7第1項		市町村長	指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第78条の9第1項・第3項		市町村長	指定地域密着型サービス事業者
	介護保険法	第83条第1項		都道府県知事	指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第83条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定居宅介護支援事業者
	介護保険法	第90条第1項		都道府県知事	指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であつた者
	介護保険法	第91条の2第1項・第3項		都道府県知事	指定介護老人福祉施設
	介護保険法	第100条第1項		都道府県知事	介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者
	介護保険法	第101条、第102条、第103条第1項・第3項		都道府県知事	介護老人保健施設
	介護保険法	第115条の7第1項		都道府県知事、市町村長	指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の8第1項・第3項		都道府県知事	指定介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の17第1項		市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者
	介護保険法	第115条の18第1項・第3項		市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者
	介護保険法	第115条の27第1項		市町村長	指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	介護保険法	第115条の28第1項・第3項		市町村長	指定介護予防支援事業者
	介護保険法	第115条の35第4項		都道府県知事	介護サービス事業者
	介護保険法	第115条の40第1項		都道府県知事	指定調査機関
	介護保険法	第115条の45の7第1項		市町村長	指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該第115条の45の3第1項の指定に係る事業所の従業者であった者
	介護保険法	第115条の45の8第1項・第3項		市町村長	指定事業者
	介護保険法	第172条第1項		都道府県知事	支払基金又は第161条の規定による委託を受けた者
	介護保険法	第197条第4項		都道府県知事	医療保険者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項		都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者又は第80条の6第1項の登録を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第2項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第3項		都道府県知事	薬局開設者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項		都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	薬局開設者、病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医療機器の貸与業者若しくは修理業者、第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品を業務上取り扱う者又は第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項の委託を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第5項		都道府県知事	登録認証機関
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第1項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品を業務上取り扱う者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第70条第2項		都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	第70条第1項による命令を受けた者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第3項		都道府県知事	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条第4項、第72条の4第1項・第2項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者、医薬品の販売業者、第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第1項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局開設者又は店舗販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の2第2項		都道府県知事	配置販売業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の3		都道府県知事	薬局開設者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第1項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	第68条の規定に違反した者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第72条の5第2項		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	特定電気通信役務提供者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第73条		都道府県知事(薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	薬局の管理者又は店舗管理者、区域管理者若しくは医薬品営業所管理者、医療機器の販売業若しくは貸与業の管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第74条		都道府県知事	配置販売業
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条第2項		都道府県知事	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第75条の2第2項		都道府県知事	医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第76条の8		都道府県知事	指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	毒物及び劇物取締法	第15条の3		都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物劇物営業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第17条第1項		都道府県知事	毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者
	毒物及び劇物取締法	第17条第2項		都道府県知事(毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者
	毒物及び劇物取締法	第19条第1項		都道府県知事(販売業の店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)	販売業の登録を受けている者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第1項		都道府県知事	麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の38第2項		都道府県知事	麻薬等原料営業者その他の関係者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の39		都道府県知事	向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の40、第51条第2項		都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者
	麻薬及び向精神薬取締法	第50条の41		都道府県知事	向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者が置く向精神薬取扱責
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第1項		都道府県知事	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者
	麻薬及び向精神薬取締法	第51条第3項		都道府県知事	都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者
	大麻取締法	第18条		都道府県知事	大麻取扱者
	大麻取締法	第21条第1項		都道府県知事	大麻取扱者その他の関係者
	あへん法	第44条第2項		都道府県知事	けし栽培者、麻薬研究者その他の関係者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	覚せい剤取締法	第31条		都道府県知事	覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者若しくは管理者若しくは覚せい剤研究者又は第30条の7(所持の禁止)第1号から第7号までに規定する者(病院又は診療所にあつてはその管理者を、飼育動物診療施設にあつてはその獣医師管理者を含む。)その他の関係者
	安全な血液製剤の安定供給等に関する法律	第23条第1項		都道府県知事	採血事業者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第6条第2項		都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	第7条第2項		都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。)	家庭用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第41条第1項		都道府県知事	シルバー人材センター
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第43条の2(第45条で準用する場合を含む)、第43条の3第1項(第45条で準用する場合を含む)		都道府県知事	シルバー人材センター、シルバー人材センター連合
	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	第44条第1項		都道府県知事	シルバー人材センター連合
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第22条第1項、第23条、第31条の7第4項、第33条第5項		都道府県知事	母子家庭日常生活支援事業を行う者、父子家庭日常生活支援事業を行う者、寡婦日常生活支援事業を行う者
	母子保健法	第20条第7項		都道府県知事	指定養育医療機関
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第56条の30、第56条の31第1項	警察庁	都道府県公安委員会	特定病原体等所持者、三種病原体等を輸入した者、四種病原体等を輸入した者、一種滅菌譲渡義務者及び二種滅菌譲渡義務者
	職業能力開発促進法	第37条の10第3項		都道府県知事	職業訓練法人監事
	職業能力開発促進法	第39条の2第1項・第2項		都道府県知事	職業訓練法人
	職業能力開発促進法	第98条		都道府県知事	認定職業訓練を実施する事業者
	国民健康保険法	第41条第1項		都道府県知事	保険医及び保険薬剤師

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	国民健康保険法	第45条の2第1項		都道府県知事	保険医療機関若しくは保険医療機関等の解説者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者
	国民健康保険法	第54条の2の2		都道府県知事	指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者
	国民健康保険法	第54条の2の3第1項		都道府県知事	指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であつた者
	国民健康保険法	第106条第1項		都道府県知事	保険者又は連合会
	国民健康保険法	第108条第1項・第2項・第3項・第4項		都道府県知事	組合若しくは連合会又はその役員
	高齢者の医療の確保に関する法律	第66条第1項、第72条第1項		都道府県知事	保険医療機関又は保険薬局
	高齢者の医療の確保に関する法律	第80条、第81条第1項		都道府県知事	指定訪問看護事業者
	高齢者の医療の確保に関する法律	第152条第1項		都道府県知事	社会保険診療報酬支払基金
	高齢者の医療の確保に関する法律	第162条		都道府県知事	国民健康保険団体連合会
	社会福祉法	第56条、第57条、第58条		都道府県知事又は市長	社会福祉法人
	社会福祉法	第70条、第71条、第72条		都道府県知事	社会福祉事業を営む者
	社会福祉法	第91条		都道府県	社会福祉事業を営む者
	社会福祉法	第97条、第98条		都道府県知事	都道府県センター
	社会福祉法	第121条		都道府県知事等	共同募金会
	社会福祉法施行令	第8条、第9条		都道府県知事	指定養成機関等
	社会福祉士及び介護福祉士法	第48条の9		都道府県知事	登録喀痰吸引等事業者
	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第14条、附則第15条、附則第16条		都道府県知事	登録研修機関
	社会福祉士及び介護福祉士法	附則第20条第2項		都道府県知事	特定行為業務を行おうとする者
	社会福祉士及び介護福祉士法施行令	第6条、第7条		都道府県知事	指定養成施設等
	社会福祉施設職員等退職手当共済法	第23条第1項		都道府県知事	経営者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	消費生活協同組合法	第93条、第93条の2、第93条の3、第94条、第94条の2、第95条、第95条の2、第96条		主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(地域又は職域が地方厚生局の管轄区域を超えない場合)	消費生活協同組合
	生活困窮者自立支援法	第15条第2項		都道府県等	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者または認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者
	生活保護法	第43条第1項、第46条第3項		都道府県知事	保護施設
	生活保護法	第44条第1項		都道府県知事	保護施設の管理者
	生活保護法	第45条第1項		都道府県知事	地方独立行政法人
	生活保護法	第45条第2項		都道府県知事	社会福祉法人又は日本赤十字社
	生活保護法	第51条第2項		都道府県知事	都道府県知事の指定した医療機
	生活保護法	第54条第1項		都道府県知事	指定医療機関等
	生活保護法	第54条の2第4項		都道府県知事	指定介護機関等
	生活保護法	第55条第2項		都道府県知事	指定助産機関等
	生活保護法	第74条第2項、第79条		都道府県知事	生活保護法第74条第1項の規定により補助を受けた保護施設
	生活保護法	第74条の2		地方公共団体の長	保護施設
	医療法	第25条		都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長	病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者
	医療法	第63条、第64条		都道府県知事	医療法人
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	第10条		都道府県知事	施術者、施術所の開設者、施術所
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令	第5条		都道府県知事	はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設
	柔道整復師法	第21条		都道府県知事	施術所の開設者、柔道整復師、施術所
	柔道整復師法施行令	第6条		都道府県知事	柔道整復師養成施設
	保健師助産師看護師法施行令	第15条		都道府県知事	看護師等養成所
	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第18条		都道府県知事	都道府県ナースセンター
	診療放射線技師法施行令	第11条		都道府県知事	診療放射線技師養成所
	臨床検査技師等に関する法律施行令	第14条		都道府県知事	臨床検査技師養成所
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第13条		都道府県知事	理学療法士養成施設、作業療法士養成施設
	視能訓練士法施行令	第14条		都道府県知事	視能訓練士養成所
	言語聴覚士学校養成所指定規則	第6条		都道府県知事	言語聴覚士養成所

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	臨床工学技士学校養成所指定規則	第6条		都道府県知事	臨床工学技士養成所
	義肢装具士学校養成所指定規則	第6条		都道府県知事	義肢装具士養成所
	歯科衛生士法施行令	第6条		都道府県知事	歯科衛生士養成所
	歯科技工士法施行令	第13条		都道府県知事	歯科技工士養成所
	水道法	第46条		都道府県知事	水道事業者、水道用水供給事業
	水道法	第25条の10、第25条の11		水道事業者(原則市町村経営)	指定給水装置工事事業者
	旅館業法	第7条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	旅館業法	第8条		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者又はその代理人、使用人その他の従業者
	興行場法	第5条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	興行場法	第6条		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
	美容師法	第14条、第15条		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	美容所の開設者
	理容師法	第13条、第14条		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	理容所の開設者
	クリーニング業法	第5条の2、第10条、第10条の2、第11条		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
	公衆浴場法	第6条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者その他の関係者
	公衆浴場法	第7条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市の市長、特別区区長)	営業者
農林水産省	農薬取締法	第13条第1項・第3項、第14条第1項・第4項		都道府県知事	農薬販売者等
	肥料取締法	第29条第1項、第30条第1項、第31条第2項・第3項		都道府県知事	肥料の生産業者、輸入業者等
	肥料取締法	第29条第3項、第30条第3項、第31条第2項・第3項		都道府県知事	肥料の販売業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第1項、第71条	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の製造販売業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第69条第4項	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の販売業者等

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第70条	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等を業務上取り扱う事業者
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第72条第3項	厚生労働省	都道府県知事	医薬品等の製造業者等
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第72条の5	厚生労働省	都道府県知事	第68条の規定に違反した者
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 第33条第1項、第55条第1項、第56条第1項		都道府県知事	飼料又は飼料添加物の販売業者等
	獣医療法 第8条		都道府県知事	開設者、管理者、往診診療者
	農林物資の規格化等に関する法律 第19条の14第1項・第3項、第19条の14の2、第20条第3項、第21条の2第1項・第2項	消費者庁	都道府県知事	品質表示基準が定められた農林物資の製造業者等(表示に関する指示・命令の権限については、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一つの都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第9条第1項、第10条第1項	消費者庁	都道府県知事	米穀事業者等(勧告・命令の権限については、米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一都道府県の区域内のみにあるものに限る。)
	農業信用保証保険法 第72条第5項	金融庁	行政庁	農業信用基金協会
	農業協同組合法 第93条第1項、第94条第1項、第94条第2項、第95条第1項、第95条第2項	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合中央会
	農業協同組合法 第93条第2項、第94条第5項	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会の子会社等、信用事業受託者及び共済代理店
	農業協同組合法 第94条第3項、第97条	金融庁	行政庁	都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会
	農業協同組合法 第94条の2第5項		行政庁	都道府県農業協同組合中央会
	農業災害補償法 第142条の2、第142条の3、第142条の4、第142条の5、第142条の6、第142条の7		行政庁	農業共済組合
	森林組合法 第119条第2項		都道府県知事	都道府県の区域を地区とする森林組合連合会

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	水産業協同組合法	第127条第1項、第127条第15項	金融庁、国土交通省	都道府県知事	水産業協同組合
	中小漁業融資保証法	第84条第6項	金融庁	都道府県知事	漁業信用基金協会
国土交通省	建築士法	第10条等		都道府県知事	二級建築士等
	道路運送法施行令	第4条第1項、第6条第2項		(権限委譲を希望する)指定都道府県又は指定市町村の長	自家用有償旅客運送者
	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令	第7条第1項		都道府県知事	自動車運転代行業者
	道路運送法施行令	第3条第1項、第6条第1項		都道府県知事	自動車道事業者
	旅行業法施行令	第5条第1項		都道府県知事	旅行者、登録研修機関、旅行業協会、法第25条の団体
	国際観光ホテル整備法	第44条第1項・第2項・第3項・第4項		都道府県知事	登録ホテル事業者
	通訳案内士法	第34条		都道府県知事	通訳案内士
	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律	第20条第1項		都道府県知事	通訳案内士
	沖縄振興特別措置法	第14条第8項		都道府県知事	通訳案内士
	福島復興再生特別措置法	第63条第8項		都道府県知事	通訳案内士
	小笠原諸島振興開発特別措置法	第17条第8項		都道府県知事	通訳案内士
	奄美群島振興開発特別措置法	第17条第9項		都道府県知事	通訳案内士
	中心市街地の活性化に関する法	第36条第9項		都道府県知事	通訳案内士
	構造改革特別区域法	第19条の2第9項		都道府県知事	通訳案内士
	建設業法	第19条の5		都道府県知事	建設業者と請負契約を締結した発注者
	建設業法	第27条の26、第28条、第29条、第29条の2、第29条の4、第31条		都道府県知事	建設業者
	建設業法	第27条の38		都道府県知事	建設業者団体
	建設業法	第41条		都道府県知事	建設業者及び建設業者団体
	浄化槽法	第7条の2、第12条の2	環境省	都道府県知事	浄化槽管理者
	浄化槽法	第12条	環境省	都道府県知事	浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者
浄化槽法	第32条	環境省	都道府県知事	浄化槽工事業者	

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第14条、第43条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者及び自主施工者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第19条、第20条	環境省	都道府県知事	建設工事受注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第37条	環境省	都道府県知事	解体工事業者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第41条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第42条	環境省	都道府県知事	建設工事の発注者、自主施行者及び建設工事受注者
	不動産の鑑定評価に関する法律	第45条第1項、第46条		都道府県知事	不動産鑑定業者
	不動産特定共同事業法	第34条第1項・第2項、第35条第1項・第2項、第36条、第37条第1項・第2項、第38条、第39条、第40条第1項	金融庁	都道府県知事	不動産特定共同事業者
	宅地建物取引業法	第65条第1項・第2項・第3項・第4項、第66条第1項・第2項、第67条第1項、第69条第1項・第2項、第70条第1項・第3項・第4項、第71条、第72条第1項・第3項		都道府県知事	宅地建物取引業者
積立式宅地建物取引業法	第42条第1項、第43条第1項・第3項、第44条第1項・第2項、第45条第1項、第46条第1項・第2項、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条		都道府県知事	宅地建物取引業者	
環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2、第7条の3、第7条の4		市町村長	一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条		都道府県知事	一般廃棄物処理施設、し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を設置しようとする者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条の2の2、第9条、第9条の2、第9条の2の2		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者

所管省庁	根拠法令	共管省庁	執行機関	対象事業者	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の3		都道府県知事	許可を取り消された第8条第1項の許可を受けた者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の2の4		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けた者であって熱回収の機能を有するものを設置している者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の5、第9条の7		都道府県知事	第8条第1項の許可を受けている者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の5第8項		都道府県知事	情報処理センター(法第12条の5第1項)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の6		都道府県知事	法第12条の3第1項に規定する運搬受託者又は処分受託者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の2第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項 第14条の3、第14条の3の2		都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条の5第1項・第3項において読み替えて準用する第7条の2第3項・第4項		都道府県知事	特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条第1項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の2の2第1項 第15条の2の6第1項・第3項において読み替えて準用する第9条第3項・第4項・第5項・第6項 第15条の2の7、第15条の3 第15条の4において読み替えて準用する第9条の5第1項、第9条の7第2項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の2第2項		都道府県知事	許可を取り消された産業廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の3の3第1項・第5項		都道府県知事	産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第15条の16		都道府県知事	廃棄物処理センター
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項		市町村長	一般廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第18条第1項、第19条第1項		都道府県知事	産業廃棄物等の収集、運搬又は処分を業とする者、産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理セン
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3		市町村長	一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、特別管理一般廃棄物収集運搬業者及び特別管理一般廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3		都道府県知事	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4		市町村長	一般廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理一般廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない一般廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の5第1項		都道府県知事	産業廃棄物処理基準又は保管基準(特別管理産業廃棄物処理基準又は保管基準)に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分を行った者
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第21条の2		都道府県知事	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者
	浄化槽法	第12条第1項		都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長する。)	浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、浄化槽清掃業者、技術管理者
	浄化槽法	第41条第1項		市町村長	浄化槽清掃業者
	浄化槽法	第48条第4項		市町村長(保健所を設置する市及び特別区の長を除く。)	浄化槽の保守点検を業とする者
	浄化槽法	第53条第1項・第2項	国土交通省	当該行政庁	浄化槽清掃業者、浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士、指定検査機関
	動物の愛護及び管理に関する法律	第10条		都道府県知事、政令指定都市の長	動物の取扱業を営もうとする者

所管省庁	根拠法令		共管省庁	執行機関	対象事業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第13条第1項・第3項・第4項・第2項によって準用する第10条第2項・第3項、第11条、第12条		都道府県知事、政令指定都市の長	第10条第1項の登録の更新を受けようとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第14条第1項・第2項・第3項・第4項によって準用する第11条、第12条 第16条、第17条 第19条第1項・第2項によって準用する第12条第2項 第21条、第23条第1項・第2項、第24条		都道府県知事、政令指定都市の長	第一種動物取扱業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第22条の6第2項・第3項		都道府県知事	犬猫等販売業者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第23条第3項		都道府県知事、政令指定都市の長	第23条第1項及び第2項の規定による勧告を受けた者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の2		都道府県知事、政令指定都市の長	飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の3		都道府県知事、政令指定都市の長	第24条の2の規定による届出をした者(第二種動物取扱業者)
	動物の愛護及び管理に関する法律	第24条の4において読み替えて準用する第16条第1項(第5号に係る部分を除く。)、第21条、第23条(第2項を除く。)、		都道府県知事、政令指定都市の長	第二種動物取扱業者